方へ三兆円の税源移譲を行いま 市・県民税と所得税の税率な 方自治体が自主性を発揮し 国の税収が減ること 地方の

になります。 税収が増え、 どを変えることによって、 よう、平成十九年から、国から地 より身近な行政サー ビスを行える

県民税は

したが、 律十段を掛けるため、 えた部分は十三段で計算されてい 円を超えた部分は十段、 税所得二百万円までは五歩 たの市・県民税は増額になります。 比例税率では課税所得に ほとんどの 七百万を超 か

ます。

税源移譲前は課税所得三百三十万

これまでの超過累進税率では、 二百万 ま 課

算されていましたが、

税源移譲後は

円までの部分は最低税率の十歩で計

階から六段階になります。 率を三十七歩から四十歩に引き上 を十歩から五歩に引き下げ、 れるのに伴い、 市 所得税は 県民税の 所得税の税 税 十ぱに 率 最高税 低税率 が 統 四 段 さ

問い合わせ

市民税課 tel(866)2055

合計

市民税

県民税

平成18年度分まで 平成19年度分から 比例税率 合計10%

13% 10% 10% 市民税6% 8% 5% 3% 県民税4% 3% 2% 課税所得 O円 200万 700万 課税所得にかかわらず

も高くなる「超過累進税率」

でした

税源移譲後は所得の多い少ない

と同様に、課税所得が多いほど税率

所得税は国に入る国税です。

これまでの市・県民税は、

んでいる市・県に入る地方税。

。また、

私たちが納める市・県民税は、

税率が変わります

になります

に関わらず

一律十⑤の「比例税率

超過累進税率

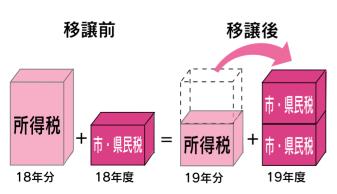
ほとんどのかたの市・県民税が 増額になります。

平成18年分まで 平成19年分から 4 段階 6 段階 40% 37% 33% 30% 23% 20% 20% 10% 10% 所得税 課税所得 330万 900万 1800万 195万 330万 695万 900万 1800万

ほとんどのかたの所得税が減額になります。

か た 課税所得百九十五万円までの部分は これまでより低い五段で計算される め、 になります。 た の所得税は減 所市 ほとんどの

市·県民税+所得 変わらないよ。 得 県民税が 税 が 減 る えて の で、



もともと所得税がかかっていないか たは、市・県民税が増額になりませ んので負担額は変わりません。



計算してみよう!

Q.

税源移譲のしくみは分かったけど、私の市・ 県民税額はどうなるの?

A.

税源移譲後の税負担額は、収入状況や家族構成によって変化しますので、実際の市・県民税はまだ正確には分かりません。概算であれば、平成18年度の市・県民税額をもとに下の表で計算をすると、19年度の負担額の目安が分かります。

平成19年度のあなたの市・県民税額を 計算してみよう!

あなたの平成18年度の市・県民税額を の欄に書いてください。(税金が給料などから天引きされているかたは、会社などから受け取った特別徴収税額の通知書の特別徴収税額を、個人で納めているかたは、市役所からお送りした納税通知書の年税額をご覧ください)

♦		
①の金額	定率減税前の平成18年度の市・県民税額(概算)算出式	
4,000円未満	4,000円	
4,000円以上25万600円未満	(①の金額-4,000円)×1.081+4,000円	
25万600円以上	①の金額+20,000円	

● の額と の額を比べて増え た額(-)は、これまで定率 円 減税により軽減されていた額 (百円未満の 端数切上) です。

②の金額	平成19年度の市・県民税額(概算)算出式	
6,500円未満	②の金額(同額)	
6,500円以上10万4,000円未満	(②の金額-4,000円)×2+1,500円	
10万4,000円以上60万円未満	②の金額+97,500円	
60万円以上	(②の金額+306,000円)×0.770+1,500円	

あなたの平成19年度の 市・県民税額(概算)は 円です

税源移譲により増える(減る)額は - です。その分、 所得税が減り(増え)ます。

定率減税の廃止による市・県民税の影響は(-)です。

計算した額はあくまでも目安です。実際の税額は、毎年の収入の状況や、家族構成などにより異なります。

税額が変わる時期

給与や年金から税金が徴収されているかた

市・県民税	平成19年6月分から増加
所得税	平成19年1月分から減少

税負担の減少が先行

事業などをされている(確定申告をされる)かた

市・県民税	平成19年6月分から増加
所得税	平成19年分(平成20年3月申告分)から減少

税負担の増加が先行

少平て

成い給

十九年六月分から、

所得税

の加

減は

与や

年金から税金が天引きさ

るかたは、

市

県民税の

増

平成

十九

年一月分から適用され

告をされるかたは、市・県民税の増す。 一方、事業などをしていて確定はす。

円

時期が異なります。よって、改正後の税率が適用される市・県民税と所得税の納めかたに

税

る

?

負担の 月申告分 減 は 平)増加が先行します。 は平十)から適用されますの + 成十九年分(平 九 六月分か 成 5 十年三 所 税

定率減税が廃止になりその他の制度改正

変化により平成十九年から廃止になら行われてきましたが、経済状況の景気対策の一環として平成十一年か税の税額を一定割合減額する制度で、定率減税とは、市・県民税と所得



ります。

定率減税の廃止

	平成18年	平成19年
市・県民税	平成18年6月分から 所得割額の7.5%相当額 (2万円を上限)を減額	平成19年6月分から廃止
所得税	平成18年1月分から 所得税額の10%相当額 (12万5千円を上限)を減額 ※確定申告をされるかたは平成18 年分(平成19年3月申告分)が減 額になります	平成19年1月分から廃止 ※確定申告をされるかたは平成19 年分(平成20年3月申告分)から 廃止になります